

## 川西市上下水道事業告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、上下水道料金の収納事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

川西市上下水道事業管理者 酒本 恭聖

- 1 指定公金事務取扱者の名称  
株式会社電算システム
- 2 指定公金事務取扱者の事務所の所在地  
岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務  
川西市水道料金等のコンビニエンスストア収納業務
- 4 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで